

沖縄から問う「平和、人権、いのち」－核も基地も戦争もない世界を！

憲法理念の実現をめざす第 50 回大会 基調提案

大会実行委員会事務局長 藤本泰成

本大会に全国から、そして地元沖縄から参加いただきました皆様に、感謝を申しあげるとともに、大会テーマでもあります「核も基地も戦争もない世界」をめざし、それぞれの場所で奮闘されていることに、心から敬意を表します。

さて、本大会の基調に関し、若干のお時間をいただき簡単な提起をさせていただきます。詳しくは、お手元に配布されています緑の表紙の「第 50 回大会基調」を、後ほどご覧いただければと思います。

今年 8 月末、米国はシリア内線に関して軍事介入を表明しましたが、イギリス・イタリアなどが武力行使に反対を表明し、また、国連での政治解決をめざすべきとするドイツメルケル首相の、米ロ間の仲介などによって、米国の軍事介入は阻止されました。これまで「世界の警察官」として多くの紛争に軍事介入を行い、第二次世界大戦後一貫して戦い続けてきた米国に対して、欧州社会は厳しい判断を下したといえます。また、10 月 16 日には、混乱を重ねてきた米議会は、暫定予算と債務上限の引き上げ法案を成立させました。結果として、米国のデフォルト（債務不履行）は回避されましたが、世界経済への米国の信頼を低下させたことは確実です。

このような状況の中で、米国の軍事介入を支持した日本政府、安倍首相の姿勢は、ヨーロッパ社会のあり方とは立場を異にするものです。ヨーロッパ社会は、東西冷戦以降、地域統合を確実なものとし、軍事的対立を乗り越えて緊張緩和、軍事力削減を進めてきました。今や、ヨーロッパには軍事的対立、また領土問題は存在しません。尖閣、竹島、靖国、そして歴史認識問題と、東アジア地域において緊張と対立をあおってきた日本政府は、現在の世界情勢をしっかりと見つめ、安全と平和をどう確立するかを考え直さなくてはなりません。

安倍首相は、「安全」と「平和」を主張しますが、それは米国と日本の軍事力に頼み、外交努力などの平和的手段を著しく欠くものです。「積極的平和主義」との安倍首相の言葉は、武力を持って相手をねじ伏せ、自らに従わせる、そのことを持って平和の構築とうそぶく、前時代的なものでしかありません。

安倍政権が、今臨時国会で成立をめざす「特別秘密保護法案」そして「国家安全保障会議」日本版 NSC などは、「戦前に戻すのか」との東京新聞の社説に見えるように、社会全体が戦争遂行を目的としていた戦前の物言えぬ暗い社会を、きわめて明確に想起させるものです。特別秘密保護法案のパブリックコメントは 77 %が反対とされていますが、しかし、提出された法案には、そのことが全く反映をされていません。

安倍首相は、次期通常国会では「国家安全保障基本法」の成立をめざすとし、憲法で禁止されるとしてきた米国との「集団的自衛権」の行使を、法律をもって実現しようとしています。立憲フォーラムに結集する国会議員、憲法や法律の専門家、市民、私たちの憲法

反対のとりくみの中で、世論は確実に憲法改正反対に傾きつつあります。

国会議員の数の力に頼み、世論を一顧だにしない安倍首相の政治姿勢は決して許されるものではありません。

昨年示された自民党憲法草案は、自衛隊を国防軍として憲法に位置づけ、集団的自衛権の名の下、米国とともに戦争を行おうとするものであり、戦争遂行には自衛隊法では心許ないとして、軍事審判所、いわゆる軍法会議を設置する。これは、自民党石破茂官房長官の発言にあるとおり、戦闘に際して敵前逃亡などを抑止することに、その目的があります。

戦争協力のために、ひとり一人の人権も「公益と公の秩序」に反しないとの制限を設け、重要な段階では法律をも停止する「緊急事態の宣言」も行えるようにしています。

かつて、戦争国家であった日本は、敗戦の大きな痛手の中で、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」とする憲法 9 条を確定したのです。戦後 68 年、日本は他国民に銃を向けることなく平和国家としての再出発に対する信頼を勝ち得ていました。私たちはそのことを決して無駄にしてはならないのです。

この 11 月 1 日から、防衛省は、陸海空自衛隊 3 万 4 千人の大動員を持って、^{おきだとうじま} 沖大東島で「離島奪還訓練」を実施しています。これは、尖閣諸島問題を抱える中国を意識したものであることは間違いありません。沖縄県民が、今何を望んであるのか、それは決してあの悲惨な沖縄戦ではないはずです。

5 月 17 日、国連社会権規約委員会は、日本に対する総括所見をまとめ 37 項目にわたり、日本社会への懸念と勧告をまとめています。雇用、女性差別、社会保障、震災復興や従軍慰安婦問題、朝鮮高校への授業料無償化適用など、多岐にわたる内容は人権確立にほど遠い日本社会を象徴する内容です。5 月 31 日には、拷問禁止委員会の総括所見も出ています。

マイノリティーや社会的弱者、人権団体の多くは、勧告の内容の実現を心から望んでいます。しかし、日本政府は「法的拘束力はなく、従う義務もない」との答弁書を閣議決定しました。社会権規約や拷問禁止条約は、日本政府が批准しているもので、批准国には勧告に従って問題の解決に向けた努力義務が生じることは当然です。高校無償化措置の朝鮮学校適用問題で市民団体との交渉に当たった文部科学省の担当者は「罰則規定はない」とうそぶいたと聞いています。

このような政府の姿勢は、日本社会の成熟を阻害し、社会のあり方をゆがめるもので、国際関係から言っても恥ずべき行為、許されない行為だと思います。

自民党憲法改正草案の Q & A には、「人権規定も、我が国の歴史、文化、伝統を踏まえたものであることも必要だと考えます。現行憲法の規定の中には、西欧の天賦人権説に基づいて規定されていると思われるものが散見されることから、こうした規定は改める必要があると考えました」と記載し、天賦人権説を否定するものとなっています。「人権」は近代市民社会成立の中で形作られてきたものであり、それは個人、ひとり一人に由来するものでなくてはなりません。自民党は、こざかしくも憲法 13 条の「すべて国民は個人として尊重される」を「すべて国民は人として」と改正しています。個人を人という一般化

した言葉に置き換えています。平和フォーラムは、2011年3月11日の東日本大震災以降、「ひとり一人の命に寄り添う政治と社会」を求めてとりくみを展開してきました。そこには、「個人」を基本にした社会がなくってはなりません。

先の大戦の最後に、沖縄の地上戦がありました。劫火の中を逃げ惑う沖縄県民、ひとり一人の胸に去来したものは何であったのでしょうか。そして、私たちはそこから何を学んだのでしょうか。

沖縄の地で開催される本集会において、そのことはすべての基本であると思います。

戦後、長きにわたって米軍政下にあった沖縄は、1972年本土復帰を果たします。それは、米軍による土地の収奪や米兵の暴力の横行する軍政に対して、平和憲法の下への復帰を意味するものだったのではないのでしょうか。

「あれから30年、沖縄は変わりません」との言葉を、あるホームページ上で目にしました。それから10年、あれから40年、変わらないどころか、権力に更なる蹂躪を受ける沖縄があります。

明治維新後、市民社会の自由と権利を求める自由民権運動がありました。憲法を自らの手で作り上げようとの運動は、「五日市憲法」など明治期の一地方から、豊かな社会を創造しようとするとりくみがありました。しかし、明治政府はその要求を抑え、天皇の名による非民主的な欽定憲法を国民に押しつけました。

敗戦後の日本は、闘うことなく民主憲法を手に入れました。安倍首相らの押しつけられた憲法という主張は当てはまりませんが、自ら闘いとった憲法ではありません。

今、憲法が危機的状況にある中で、私たちは、私たちの手で、闘うことで、憲法を改憲派の手から奪い取らなくてはなりません。

私たちの望む社会を、日本国憲法の理念を実現する、新しい日本社会を、私たちの手による「市民革命」を、実現しようではありませんか。

50回を数える憲法集会、この沖縄の地から、新たな闘いの一步を進めようではありませんか。

そのことへの、覚悟を表明し、基調提起とさせていただきます。